

平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 20 日までの火薬類取締法関連の改正等

○ 内閣府告示 第八号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件（平成十八年十二月八日内閣府告示第九百二十七号）は、廃止する。

平成十九年四月二日 内閣総理大臣 安倍 晋三

東南海・南海地震防災対策推進地域

都府県名	区 域
東京都	八丈町及び小笠原村の区域
長野県	諏訪市の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡南伊豆町、志太郡大井川町、榛原郡吉田町、周智郡及び浜名郡の区域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡及び宝飯郡の区域
三重県	全域
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡及び犬上郡の区域
京都府	京都市の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古

	川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市及び加古郡播磨町の区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市及び都窪郡の区域
広島県	呉市、竹原市、三原市、尾道市及び福山市の区域
山口県	大島郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、東国東郡及び速見郡の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、南那珂郡南郷町、児湯郡新富町及び東臼杵郡門川町の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十九年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○ 経済産業省告示 第百六十二号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の五第八号の規定に基づき、平成七年通商産業省告示第五百七十八号（模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十三日

経済産業大臣 甘利 明

第三条第一号中「黒色火薬」の下に「その他の硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬」を加える。

○政令 第二百八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項第一号及び第二十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第二条第二号中「及び輸入木材の卸売業」を「、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項若しくは第六項の許可（法第七条の二第一項の変更の許可を含む。）を受け、又は法第七条第一項ただし書若しくは第六項ただし書の規定に該当して、物品賃貸業に係る木くず等（物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くずをいう。以下同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者（法第十四条第一項ただし書又は第六項ただし書の規定に該当して物品賃貸業に係る木くず等の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができることとなる者を除く。）は、この政令の施行の日から起算して一年を限り、当該業を事業の範囲とする法第十四条第一項又は第六項の許可を受けたものとみなす。

第三条 この政令の施行前に、物品賃貸業に係る木くず等の処分の用に供されるごみ処理施設（破碎施設又は焼却施設に限る。）又は一般廃棄物の最終処分場（次項において「物品賃貸業に係る木くず等処理施設」という。）について法第八条第一項の許可の申請（法第九条第一項の変更の許可の申請を含む。）を行った者であって、この政令の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、物品賃貸業に係る木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可の申請を行ったものとみなす。

2 この政令の施行前に、物品賃貸業に係る木くず等処理施設について法第八条第一項の許可（法第九条第一項の変更の許可を含む。）を受けた者は、物品賃貸業に係る木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。